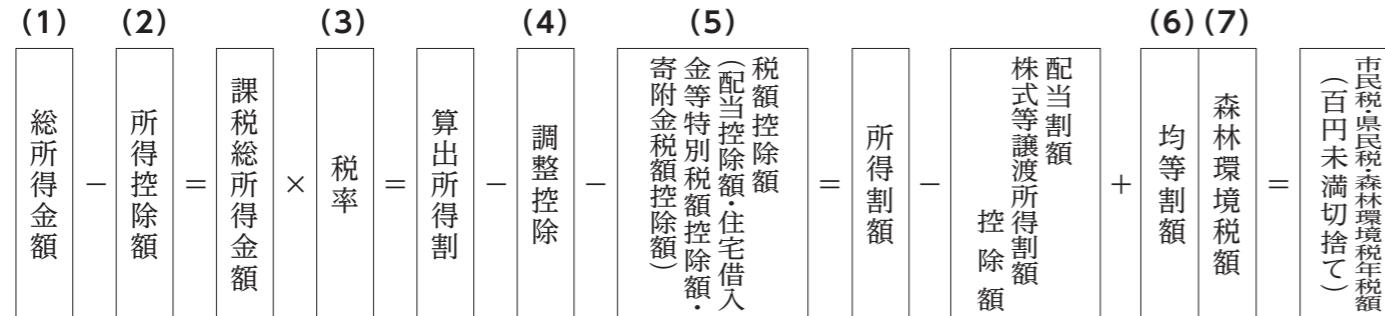


令和8年度 市民税・県民税申告書の手引き 江南市

市民税・県民税・森林環境税の計算方法

控除額等は、地方税法等の改正により変更される場合があります。



(1) 総所得金額 前年の収入から所得税法などの規定によって計算された金額

(2) 所得控除額 総所得金額から差し引かれる金額

ア. 社会保険料控除 支払った金額

イ. 小規模企業共済等掛金控除 支払った金額

ウ. 生命保険料控除

契約日が平成23年12月31日以前の契約（旧契約）

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
①一般の生命保険料だけの場合	15,000円以下	支払保険料の全額
	15,001円から40,000円まで	支払保険料×1/2+7,500円
	40,001円から70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円
	70,001円以上	35,000円
②個人年金保険料だけの場合	同上	同上
③一般の生命保険料と個人年金保険料と両方の場合		①、②それぞれ計算した金額の合計額（最高限度70,000円）

契約日が平成24年1月1日以後の契約（新契約）

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
④一般の生命保険料だけの場合	12,000円以下	支払保険料の全額
	12,001円から32,000円まで	支払保険料×1/2+6,000円
	32,001円から56,000円まで	支払保険料×1/4+14,000円
	56,001円以上	28,000円
⑤介護医療保険料だけの場合	同上	同上
⑥個人年金保険料だけの場合	同上	同上
⑦一般の生命保険料と個人年金保険料と介護医療保険料が複数ある場合		④、⑤、⑥それぞれ計算した金額の合計額（最高限度70,000円）

旧契約と新契約の両方の場合は、一般の生命保険料控除（①+④は最高限度28,000円）と介護医療保険料と個人年金保険料（②+⑥は最高限度28,000円）の合計額（最高限度70,000円）

工. 地震保険料控除

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
①地震保険契約の保険料の場合		支払保険料×1/2（最高限度25,000円）
②旧長期損害保険契約の保険料の場合	5,000円以下	支払保険料の全額
	5,001円から15,000円まで	支払保険料×1/2+2,500円
	15,001円以上	10,000円
③地震保険契約と長期損害保険契約との両方の場合		①、②それぞれ計算した金額の合計額（最高限度25,000円）

長期損害保険契約とは、保険期間や共済期間が10年以上の契約で、かつ満期返戻金等のあるものをいい、平成18年末までに締結した契約が控除の対象となります。

オ. 雑損控除 次のいずれか多い方の金額

(a) 損害金額 - 保険金等で補てんされる金額 - (総所得金額等×10%)

(b) 災害関連支出の金額 - 保険金等で補てんされる金額 - 5万円

カ. 医療費控除 次のいずれかを選択

(a) (支払った医療費 - 保険金等で補てんされる金額)

- (総所得金額等の5%と10万円とのいずれか少ない金額) … 最高200万円

(b) 支払ったスイッチOTC医薬品の購入の対価 - 12,000円

人的控除額

控除の種類	市民税・県民税控除額				
キ. 寡婦控除	26万円				
ク. ひとり親控除	30万円				
ケ. 勤労学生控除	26万円				
コ. 障害者控除	普通障害者の場合 特別障害者の場合 同居特別障害者の場合				
サ. 配偶者控除	(A) 900万円以下 (B) 900万円超950万円以下 (C) 950万円超1,000万円以下 ※1,000万円超は控除対象外	(A) 70歳未満（昭和31年1月2日以後の生まれ） 70歳以上（昭和31年1月1日以前の生まれ）	33万円 22万円 11万円 38万円 26万円 13万円		
シ. 配偶者特別控除	(A) 900万円以下 (B) 900万円超950万円以下 (C) 950万円超1,000万円以下 ※1,000万円超は控除対象外				
ス. 扶養控除	一般の控除対象扶養親族 特定扶養親族 老人扶養親族 同居老親等				
セ. 特定親族特別控除	特定親族の前年中の合計所得金額 58万円超95万円以下 95万円超100万円以下 100万円超105万円以下 105万円超110万円以下 110万円超115万円以下 115万円超120万円以下 120万円超125万円以下 125万円超130万円以下 130万円超133万円以下 133万円超				
ソ. 基礎控除	あなたの合計所得金額 2,400万円以下 2,400万円超2,450万円以下 2,450万円超2,500万円以下				

※所得控除のうち、キからセまでの控除の判定は、令和7年12月31日の現況によります。
ただし、コ・サ・シ・ス・セについては年の途中で死亡された方も含まれます。

(3) 市民税・県民税所得割の税率（総合課税分）

市民税	6%	県民税	4%
-----	----	-----	----

(4) 調整控除

市民税・県民税と所得税の人的控除額の差額の合計額に応じて、所得割額から税額を差し引きます。

※あなたの合計所得金額が2,500万円超の場合は、調整控除の適用はありません。

※人的控除額の差や詳しい計算方法については、市ホームページのページID1008530をご参照ください。

(5) 税額控除（配当控除）

法人税との二重課税を防止するため、配当等の種類・割合により計算した額を控除します。

※申告分離課税を選択した場合は、配当控除の適用はありません。

※詳しい計算方法については、市ホームページのページID1008530をご参照ください。

(6) 地震保険料控除

所得税で住宅借入金等特別税額控除を受けた方で所得税から引ききれない住宅借入金等特別税額控除額がある場合は、翌年度以後の市民税・県民税から控除します。

控除期間や控除額については、市ホームページのページID1004777をご参照ください。

(7) 寄附金税額控除

前年中に都道府県等、愛知県共同募金会、日本赤十字社愛知県支部、愛知県又は江南市が定める団体に対して、2,000円を超える金額を寄附した場合に次の計算式で求めた金額を控除します。

(イ) 10万円超2,000円 × 10%

イ. 上記団体等に対する寄附金

ロ. 総所得金額等の30%

なお、都道府県等に対する寄附金（ふるさと寄附金）については、特例控除額が加算されます。

詳しくは、税務課市民税グループへお尋ねください。

(8) 均等割額（年額）

市民税	3,000円	県民税	1,500円
-----	--------	-----	--------

(9) 森林環境税

森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、市民税・県民税均等割の枠組みを用いて一人年額1,000円を負担いただきます。

所得から差し引かれる金額（控除額の計算方法は裏面です）

⑬社会保険料	前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った健康保険・厚生年金・介護保険料・国民年金保険料・国民健康保険税などの金額です。 ◎国民年金保険料については証明書を添付してください。
⑭小規模企業共済等掛金	前年中に支払った小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく個人型・企業型年金加入者掛金及び地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金の合計額です。◎証明書を添付してください。
⑮生命保険料	前年中にあなたやあなたの親族を受取人とする生命保険契約や個人年金保険契約などに基づき保険料や掛金を支払った場合に控除されます。 ◎すべてのものについて証明書を添付してください。 ただし、平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）のうち一般の生命保険料については、1契約9,000円以下の証明書を省略できます。
⑯地震保険料	前年中に地震保険契約などに基づき保険料や掛金を支払った場合に控除されます。平成18年末までに締結した長期損害保険契約については、この控除の対象となります。◎証明書を添付してください。
⑰寡婦	次のどちらかに該当する方です（事実上婚姻関係と同等の事情にあると認められる方を除く）。 (1) 夫と死別後再婚していない又は夫が生死不明の方で、あなたの合計所得金額が500万円以下の方。 (2) 夫と離婚後再婚していない方で、子以外の扶養親族があり、あなたの合計所得金額が500万円以下の方。
⑱ひとり親	現に婚姻をしていない（もしくは事実上婚姻関係と同等の事情にない）又は配偶者が生死不明の方で、前年中の総所得金額等が58万円以下の方を一にする子がおり、あなたの合計所得金額が500万円以下の方。
⑲勤労学生	学生や生徒で、前年中の合計所得金額が85万円以下であり、自己の勤労による所得が10万円以下の方です。 ◎在学証明書を添付又は提示してください。
⑳障害者	あなたやあなたの同一生計配偶者又は扶養親族で身体障害者手帳等のある方、及び要介護認定（要支援2以上）を受けている方の中で、障害者として「障害者控除対象者認定書」の交付対象となる方です。
特別障害者	あなたやあなたの同一生計配偶者又は扶養親族が重度の知的障害者と判定された方、身体障害者手帳の1級又は2級の方、戦傷病者手帳の特別項症から第3項症までの方、福祉事務所長の認定を受けた寝たきり老人などの方、及び要介護認定を受けている方の中で、特別障害者として「障害者控除対象者認定書」の交付対象となる方です。
⑳障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書、医師の診断書等を提示又は証明書を添付してください。	
同居特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族	同一生計配偶者又は扶養親族のうち、特別障害者に該当する方であなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている方です。
㉑同一生計配偶者	あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者や内縁関係は除く）で、前年中の合計所得金額が58万円以下の方です。
控除対象配偶者	同一生計配偶者のうち、あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下である場合の、あなたの配偶者（事業専従者や内縁関係は除く）です。
老人控除対象配偶者	控除対象配偶者のうち、年齢が70歳以上の方（昭和31年1月1日以前に生まれた方）です。
㉒配偶者特別控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者や内縁関係は除く）の前年中の合計所得金額が58万円超から133万円以下の場合に控除の対象になります。
㉓控除対象扶養親族	あなたと生計を一にする16歳以上の親族（平成22年1月1日以前に生まれた方）で、前年中の合計所得金額が58万円以下の方です。（年の途中で死亡した方も含まれます）（注）事業専従者とした方は除かれます。
特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢が19歳以上23歳未満の方（平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた方）です。
老人扶養親族	扶養親族のうち、年齢が70歳以上の方（昭和31年1月1日以前に生まれた方）です。
同居老親等	老人扶養親族のうち、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、かつ、あなた又はあなたの配偶者と同居を常況としている方です。
16歳未満の扶養親族（控除対象外）	あなたと生計を一にする16歳未満の親族（平成22年1月2日以後に生まれた方）で、前年中の合計所得金額が58万円以下の方です。（年の途中で出生した方も含まれます）
㉔特定親族特別控除	特定親族（あなたと生計を一にする年齢が19歳以上23歳未満の親族で、前年中の合計所得金額が58万円超から123万円以下の方（事業専従者は除く））を有する場合に控除の対象になります。
㉕雑損	前年中に災害（震災、風水害、火災など）や盗難、横領により資産（家屋、家財道具など）に損失を生じた場合に控除されます。 ◎これを証明する証明書を添付してください。
㉖医療費	前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払った場合に控除されます。（最高200万円） ◎医療費の明細書を添付してください。セルフメディケーション税制を選択する場合は、セルフメディケーション税制の明細書を添付してください。

※扶養親族と表記してあるものは、16歳未満の扶養親族を含みます。
※国外居住者に係る配偶者控除又は扶養控除の申告の際は、親族関係書類及び送金関係書類の添付が必要です。

《申告書記載例》

市民税 県民税		申告書	整理番号
現住所 1月1日現在の住所		年金受給者	行政区
同上		電話番号	世帯番号
受付印	フリガナ 氏名 生年月日 年 月 日 平 令	コウナン タロウ 江南 太郎 29 6 1	1,2,3,4,5,6,7,8,9,0,1,2
年 月 日 提出	世帯主の氏名 江南 太郎	個人番号 統柄 本人	

この申告書を提出している欄をご記入ください。	
本枠で囲われている欄をご記入ください。	
この申告書を提出する必要がありません。	
この申告書を郵送で提出する場合、添付書類はホッチキス留めかそのまままで封筒に同封してください。	
3. 所得から差し引かれる金額に関する事項	
⑬社会保険料控除	社会保険料控除 国民健康保険 国民年金 合計 355,800
⑮生命保険料控除	新生命保険料の計 70,000 新個人年金保険料の計 100,000 介護医療保険料の計 60,000 地震保険料控除 16,000 地 震 保 険 料 控 除 17 □寡婦控除 □死別□生 死不明□ □ひとり親控除 (学校名) □ 18 □ 19 □ 20 □ 21 □ 22 □ 23 □ 24 □ 25 □ 26 □ 27 □ 28 □ 29 □ 30 □ 31 □ 32 □ 33 □ 34 □ 35 □ 36 □ 37 □ 38 □ 39 □ 40 □ 41 □ 42 □ 43 □ 44 □ 45 □ 46 □ 47 □ 48 □ 49 □ 50 □ 51 □ 52 □ 53 □ 54 □ 55 □ 56 □ 57 □ 58 □ 59 □ 60 □ 61 □ 62 □ 63 □ 64 □ 65 □ 66 □ 67 □ 68 □ 69 □ 70 □ 71 □ 72 □ 73 □ 74 □ 75 □ 76 □ 77 □ 78 □ 79 □ 80 □ 81 □ 82 □ 83 □ 84 □ 85 □ 86 □ 87 □ 88 □ 89 □ 90 □ 91 □ 92 □ 93 □ 94 □ 95 □ 96 □ 97 □ 98 □ 99 □ 100 □ 101 □ 102 □ 103 □ 104 □ 105 □ 106 □ 107 □ 108 □ 109 □ 110 □ 111 □ 112 □ 113 □ 114 □ 115 □ 116 □ 117 □ 118 □ 119 □ 120 □ 121 □ 122 □ 123 □ 124 □ 125 □ 126 □ 127 □ 128 □ 129 □ 130 □ 131 □ 132 □ 133 □ 134 □ 135 □ 136 □ 137 □ 138 □ 139 □ 140 □ 141 □ 142 □ 143 □ 144 □ 145 □ 146 □ 147 □ 148 □ 149 □ 150 □ 151 □ 152 □ 153 □ 154 □ 155 □ 156 □ 157 □ 158 □ 159 □ 160 □ 161 □ 162 □ 163 □ 164 □ 165 □ 166 □ 167 □ 168 □ 169 □ 170 □ 171 □ 172 □ 173 □ 174 □ 175 □ 176 □ 177 □ 178 □ 179 □ 180 □ 181 □ 182 □ 183 □ 184 □ 185 □ 186 □ 187 □ 188 □ 189 □ 190 □ 191 □ 192 □ 193 □ 194 □ 195 □ 196 □ 197 □ 198 □ 199 □ 200 □ 201 □ 202 □ 203 □ 204 □ 205 □ 206 □ 207 □ 208 □ 209 □ 210 □ 211 □ 212 □ 213 □ 214 □ 215 □ 216 □ 217 □ 218 □ 219 □ 220 □ 221 □ 222 □ 223 □ 224 □ 225 □ 226 □ 227 □ 228 □ 229 □ 230 □ 231 □ 232 □ 233 □ 234 □ 235 □ 236 □ 237 □ 238 □ 239 □ 240 □ 241 □ 242 □ 243 □ 244 □ 245 □ 246 □ 247 □ 248 □ 249 □ 250 □ 251 □ 252 □ 253 □ 254 □ 255 □ 256 □ 257 □ 258 □ 259 □ 260 □ 261 □ 262 □ 263 □ 264 □ 265 □ 266 □ 267 □ 268 □ 269 □ 270 □ 271 □ 272 □ 273 □ 274 □ 275 □ 276 □ 277 □ 278 □ 279 □ 280 □ 281 □ 282 □ 283 □ 284 □ 285 □ 286 □ 287 □ 288 □ 289 □ 290 □ 291 □ 292 □ 293 □ 294 □ 295 □ 296 □ 297 □ 298 □ 299 □ 300 □ 301 □ 302 □ 303 □ 304 □ 305 □ 306 □ 307 □ 308 □ 309 □ 310 □ 311 □ 312 □ 313 □ 314 □ 315 □ 316 □ 317 □ 318 □ 319 □ 320 □ 321 □ 322 □ 323 □ 324 □ 325 □ 326 □ 327 □ 328 □ 329 □ 330 □ 331 □ 332 □ 333 □ 334 □ 335 □ 336 □ 337 □ 338 □ 339 □ 340 □ 341 □ 342 □ 343 □ 344 □ 345 □ 346 □ 347 □ 348 □ 349 □ 350 □ 351 □ 352 □ 353 □ 354 □ 355 □ 356 □ 357 □ 358 □ 359 □ 360 □ 361 □ 362 □ 363 □ 364 □ 365 □ 366 □ 367 □ 368 □ 369 □ 370 □ 371 □ 372 □ 373 □ 374 □ 375 □ 376 □ 377 □ 378 □ 379 □ 380 □ 381 □ 382 □ 383 □ 384 □ 385 □ 386 □ 387 □ 388 □ 389 □ 390 □ 391 □ 392 □ 393 □ 394 □ 395 □ 396 □ 397 □ 398 □ 399 □ 400 □ 401 □ 402 □ 403 □ 404 □ 405 □ 406 □ 407 □ 408 □ 409 □ 410 □ 411 □ 412 □ 413 □ 414 □ 415 □ 416 □ 417 □ 418 □ 419 □ 420 □ 421 □ 422 □ 423 □ 424 □ 425 □ 426 □ 427 □ 428 □ 429 □ 430 □ 431 □ 432 □ 433 □ 434 □ 435 □ 436 □ 437 □ 438 □ 439 □ 440 □ 441 □ 442 □ 443 □ 444 □ 445 □ 446 □ 447 □ 448 □ 449 □ 450 □ 451 □ 452 □ 453 □ 454 □ 455 □ 456 □ 457 □ 458 □ 459 □ 460 □ 461 □ 462 □ 463 □ 464 □ 465 □ 466 □ 467 □ 468 □ 469 □ 470 □ 471 □ 472 □ 473 □ 474 □ 475 □ 476 □ 477 □ 478 □ 479 □ 480 □ 481 □ 482 □ 483 □ 484 □ 485 □ 486 □ 487 □ 488 □ 489 □ 490 □ 491 □ 492 □ 493 □ 494 □ 495 □ 496 □ 497 □ 498 □ 499 □ 500 □ 501 □ 502 □ 503 □ 504 □ 505 □ 506 □ 507 □ 508 □ 509 □ 510 □ 511 □ 512 □ 513 □ 514 □ 515 □ 516 □ 517 □ 518 □ 519 □ 520 □ 521 □ 522 □ 523 □ 524 □ 525 □ 526 □ 527 □ 528 □ 529 □ 530 □ 531 □ 532 □ 533 □ 5